

第19回 千葉県知事選挙臨時啓発事業計画

項目	事業の概要
マスメディア関係	
1	ラジオスポットCM 音楽専門局として若者に人気の高いbayfmを使ったCMを実施する。
2	テレビCM 千葉テレビでのCMの放送を実施する。
3	新聞広告 主要8紙の千葉県版記事下に半3段の広告を3回掲載する(モノクロ版)。(2月28日、3月10日、3月17日予定)
4	インターネットホームページ 常時啓発用ホームページ(県ホームページに掲載)に加え、臨時ホームページを設け、選挙に関する知識、投票日等の周知を図るとともに、投票参加を呼びかける。
5	県の広報媒体を活用した啓発 県の行っている各種広報、テレビ・ラジオ番組等を活用して啓発を行い、有権者に対し投票日等の周知を図る。
6	雑誌広告 (若年層対策) 若年層の購読者が多い雑誌を活用した広告を実施する。
7	啓発放送 県庁舎、市町村庁舎の放送施設を利用し、来庁者等に対し投票参加を呼びかける。
8	電光掲示板 乗降者が多い、海浜幕張駅・柏駅ビルに設置された各種情報を表示する電光掲示板に投票日等の周知を図る映像を表示する。
9	映画館広告 (若年層対策) 映画館の予告時に選挙啓発用CMを放映する。
10	レジ広告 県内の主要商店(コンビニ等)のレジ画面に広告を掲載する。
11	ブロードバンド等CM (若年層対策) 利用者が増加しているインターネット無料動画番組等で、15秒CMを実施する。

ポスター等の掲出	
1	ポスター・チラシの作成・掲出 ・投票期日周知用ポスターを作成し、電車内等に掲出する(告示後分のみ)。 ・街頭啓発等で配布するためのチラシを作成し、関係機関に配送する(告示後分のみ)。
2	立看板 県庁舎、県内主要駅に立看板を掲出する。
3	横断幕 県内主要歩道橋等に横断幕を掲出する。
4	懸垂幕 県合同庁舎等に懸垂幕を掲出する。
5	JR駅構内啓発 県内のJR主要駅構内において横断幕等を掲出する。
6	【目玉事業】 主要電鉄駅メディア広告 利用者数の多い主要駅で注目度が高い場所にメディア広告を行う。
7	【目玉事業】 飲食店啓発 (若年層対策) 若年層やファミリー層が多く集まる飲食店等で広告を実施する。
8	【目玉事業】 電車、モノレール車体ラッピング 電車車体、モノレール車体に啓発広告を掲出する。

第19回 千葉県知事選挙臨時啓発事業計画

項目	事業の概要	
啓発物資の作成・配布		
1	ティッシュ	各市区町村に配布し、街頭啓発等で使用する。
2	衛生マスク	各市区町村に配布し、街頭啓発等で使用する。
3	ウエットティッシュ	各市区町村に配布し、街頭啓発等で使用する。
4	ゴム風船	各市区町村に配布し、街頭啓発等で使用する。
5	絆創膏	各市区町村に配布し、街頭啓発等で使用する。
6	マジックシート	各市区町村に配布し、広報車に掲出してもらう。
7	ポップスタンド	各市区町村に配布し、窓口等に掲出してもらうことで投票日等を周知する。
8	ウインドブレーカー用シール	街頭啓発等で使用するウインドブレーカーの背面に投票日時を知らせるシールを貼る。
9	タクシー用マジックシート	県内の個人タクシーのリアウィンドウ等にマジックシートを貼り付け、投票日等の周知を図る。
10	循環バス用バスラップ	市区町村所有の循環バスに啓発用シート(バスラップ)を貼り付け、投票日等の周知を図る。
11	花の種	街頭啓発にて配付する。
12	確定申告会場啓発物資	知事選挙の時期と重なる「確定申告」に合わせて、その会場に選挙啓発用のボールペン(せんきょ君入り)等を配置し、申告者に対し投票日等の周知を図る。

市区町村等との連携		
1	広報車等巡回啓発	各市区町村及び各地域振興事務所等の有する広報車により、選挙期間中、県下全域にわたる巡回啓発を実施する。また、県の有する公用車等に投票日等の周知用マジックシート(啓発物資)を貼付することにより、選挙期間中、県下全域にわたる啓発を実施する。(啓発用テープ及びマジックシートを作成する。)
2	広報車増強事業	各市区町村及び各地域振興事務所等の広報車に加え、広報車を増強し、投票率の低い地域等を重点的に巡回することにより効果的な啓発を実施する。
3	県内一斉街頭啓発	県委員会は、有権者に対するアピールとして街頭啓発を実施する。また、市区町村選挙管理委員会を中心に県内一斉に街頭啓発を実施する。
4	市区町村連携強化街頭啓発	市区町村選挙管理委員会と集客・観光施設を活用した啓発イベントを連携して実施する。
5	市区町村の広報媒体を活用した啓発	市区町村が行っている各種広報、テレビ・ラジオ番組、インターネットホームページ、メール、給食献立表の余白、庁舎内外にある電光掲示板等を利用して啓発を行い、有権者に対し投票日等の周知を図る。
6	1市区町村1重点事業	各市区町村段階での啓発事業の一層の推進を図るため、市区町村が単独もしくは数市区町村の共同により、選管・明推協・関係団体が一体となった独自の効果的な啓発事業の実施を呼びかける。

第19回 千葉県知事選挙臨時啓発事業計画

項目	事業の概要
候補者への働きかけ	
1	要望書
	立候補予定者説明会において、立候補予定者等にきれいな選挙を要望する。
2	選挙事務所掲出用ポスター
	立候補予定者説明会において、立候補予定者等に手渡し、選挙事務所への掲出を依頼する。 (内容)この選挙事務所では、 買収のないきれいな選挙を実行します。 運動員以外の人には、食事等の提供はいたしません。 陣中見舞の酒は、受け取りません。
会議関係	
1	推協啓発研究会
	臨時啓発計画の検討を行う。
2	きれいな選挙推進千葉県大会
	県・市区町村選管委員、推協委員等が参加し、有権者に投票参加を訴える。